

十 試論「中国史書の記す六〇〇年代の倭国」

中国の歴史書は、日本列島の古代史を外部からの眼で証言して、いくつか重大な問題を提起している。ある事情からわたしは、その問題を考察して自分なりの判断を下す必要に迫られた。考察の一つがこのノートで、『隋書』(1)と『旧唐書』(2)が外交関係をむすんだ日本列島の国家をどのように観ていたか、という問題を主題とする。誰もが六〇〇年代の歴史解釈は揺るがないと思っていたので、古田武彦が「九州王朝説」(3)を提出するまで、この二書の記述を問題視することはなかった。ところが、先入観なしにテキストを読んでみると、たしかに両書は通説に対して無視できない疑問をつきつけている。考察は既に何度も人の思考回路を巡った論点を追うことになるが、再論を避けず、論点を可能なかぎり厳密な論理に整理することにこのノートの主眼を置く。つまり、目的は検討と判断のために論題を明確にすることにある。

第一節 『隋書』と『旧唐書』がつきつける問題

〔一〕 『隋書』にとり上げられている国の名は「倭国」である。『後漢書』に出てくる倭

奴国が倭奴国と表現されているから、倭Ⅱ倭だということになる。倭が倭の異体字として使われた可能性、あるいは、この文字が使われた何らかの理由があったのだろう。『隋書』が王の名を国書の署名からとつたらしいことを考えれば、王の名に添えられた国名にこの文字が使われていた可能性も否定できない。けれども、この問題をさらに論じる材料はテクストに見つからない。ともかく、『三国志』と『後漢書』の記事をおさらいし、南朝の齊や梁の名を出して、この国が昔の倭国を継ぐ国だとしている。中国史書の編者は前史を引き写しにせず、自分なりの表現をしようとするものだ、ということが知られる。

隋代の記事は二つである。第一は、六〇〇年倭王の使者が長安へ来たこと。いきなり、王の名が「姓は阿每、字は多利思北孤」と出る。それは、使者の持参した書状に書かれていた可能性が高い。隋の初代皇帝楊堅は所司に命じて、使者に風俗を問わせている。それについて、王の号、王の妻の号、同じく太子の名が「利歌弥多弗利」などと具体的に書きとめられ、倭国の位階制度、風俗、気候などの記事がある。楊堅が風俗を尋ねたことに対応するように配置したのだろう。これらの記述は、第二の記事六〇七年の遣隋使の前に置かれているが、書きぶりは実際に見聞したかのようだから、六〇八年の返礼使節が倭国に行つたときの記録を前にもつてきたと考えるのが妥当だろう。いずれにせよ、王の名は、六〇七年の国書に書かれていて、再確認されたはずだ。

〔二〕『隋書』は、隋使の裴清が倭王と会見し言葉を交わした、と書く。『日本書紀』(4)も、返礼使節の裴世清が会見場で再拜して使いの旨を言上し、皇帝の書は取り次がれて大門(みかど)の前の机に置かれた、と証言している。すなわち、王は隋使と会見し、隋の国書を受けとったのである。『日本書紀』は、会見場に皇子・諸王・諸臣が列席したとも書いている。太子が同席したと考えてよからう。また当然、使節は進物を携えていた。その中には王の近しい家族への贈り物が含まれているだろう。外交使節の応接という儀礼の中で、王の号と王妃の号や太子の名を聞きとることも起きる。隋書はそれを記事にしたのだろう。こうして、会見についての記述は、『隋書』と『日本書紀』のあいだに矛盾がない。それなのに、この会見の記事を歴史の文脈の中に置いて見ると、著しい不一致が生じる。『日本書紀』は、大和の王朝の歴史として遣唐・隋使と返礼使節のことを書いている。大和で五九三年から六二九年まで、王は「とよみけかしき姫」、後世贈られた名が推古天皇で、女性である。人に会って相手が男性であったか女性であったかという最も単純な事実について一致しない。重大な問題である。

この問題を従来の歴史解釈はどのように解決してきたか。答えは、日本史の教科書に書かれている。聖徳太子が遣隋使を派遣したとするのだ。『日本書紀』には、皇太子「うま

やどのとよみみ」が摂政としてよろずの政務をとりしきった、と書かれている。この記述を根拠に、摂政の皇太子が隋との外交を行なったと考えるのである。この解決法は本当に合理的だろうか。

もし仮にそうだとすると、摂政の皇太子は、外交というような国家の大事で王を僭称して文書を発行し、相手国の使節との会見場で王を演じたことになる。ありえないことである。『隋書』も『日本書紀』も、当該の記事に接して、隋が国交をむすぶ朝鮮半島の百済や新羅と倭＝倭国との頻繁な通交に言及しているから、この虚偽が露見しないようにするには、百済や新羅に対しても摂政の皇太子は王を演じなければならない。しかも六〇〇年から六〇八年まで、この擬制を続けたとしなければならないだろう。こう考えれば、「摂政の皇太子が隋との外交を行なった」とすることの不合理は明らかだ。

さらに仮定を重ねてこの無理を受け入れたとしても、国内でそれは容認されただろうか。そもそも、女王「とよみけかしき姫」が即位した前後の時代、王位をめぐるどろどろした権力争いが渦巻いていた。女王の兄弟の一人は王位をねらって殺され、もう一人は三十二代の王位に就いたが殺されている。女王の兄弟から次世代への王位継承がうまくいかなかったからこそ、大和の王朝で初めて女性である「とよみけかしき姫」が三十三代の王位に就いたので。そのとき、三十一代の王の子である王子「うまやどのとよみみ」は、有力

な王位継承者の一人だったが、王になれなかったのである。そのような政治状況の中で、女王の甥ではあるがその摂政が、宮廷の主だった人々の出席する外国使節の接見場で王を演じることが許容されたであろうか。やはり考えられないことである。

ひるがえって、女王では隋と国交をむすぶのに不都合だったろうか。不都合なのに女王を立てておいて、中華帝国と国交をむすぶという発想が生まれた、と考えるのも奇妙なことだ。魏のときの卑弥呼の前例があるのだから、そういう考え方はまったく成立しない。大和の女王も、女性を名乗って堂々と外交の場に臨むことができたはずだ。どう考えても、「聖徳太子が遣隋使を派遣した」という説は、歴史学の方法を超えた無理だということになる。しかも、「聖徳太子」は実在しなかったとする歴史家がいるぐらいだ。「聖徳太子」という言葉は『日本書紀』に表われないのに、後世大きな人物像になって、遣隋使の派遣まで担わされたのである。この時代の歴史に多くの不確定な問題があるとしなければならぬ。

〔三〕 なぜこのような無理が通ったのだろうか。それは、多くの不明な点を措いて、日本列島の古代史の大筋を『日本書紀』に沿って解釈することが、通念となっていたからである。科学論で提出されたパラダイムという概念は安易すぎるほど使われているが、歴史学

の分野で使うとすれば今の問題ほど適切な事例はないだろう。古代史を解釈する従来のパラダイムによれば、隋と外交関係をもつたのは当然大和の王朝だということになる。その立場から、摂政の皇太子がその外交を推進したとすれば、隋使に会ったのも男性となり、『隋書』の記述との不整合を消せると考えたのである。

この窮余の解決策は、『隋書』の記述を動かせないという判断から出ている。その解釈を客観的に表現すれば、六〇〇年代初頭の日本列島で隋と国交をむすんで隋使に会ったのは、当時の大和の女王ではなく別の男性だった、とすることだ。同じ判断は、従来のパラダイムから自由になれば、「日本列島で外交権をもって隋と国交をむすんだ倭国は大和の王朝とは違う」という仮説を可能にする。それは今の問題を合理的に解決することができ、日本列島を支配していたのはずっと大和の王朝だったという古代史の通念を揺るがす。われわれは、問題がそれほど深刻だと考えるべきだ。

〔四〕 それでは、次代の『旧唐書』は、国交をむすんだ日本列島の国をどのように観たのだろうか。『旧唐書』は、段落を分けて、「倭国」と「日本国」との二つの国を記述する。日本の歴史家がそれを混乱とするのは、通用している静的な歴史パラダイムから観るせいだ。むしろ、編者は倭国から日本国への移行を単純な継続と考えなかったのである。

日本国の書き出しのところに有名な次の文がある。「日本国は倭国の別種なり。その国日辺にあるを以て、故に日本を以て名となすと。あるいはいはい、倭国自らその名の雅ならざるを惡み、改めて日本となすと。あるいはいはい、日本は旧小国、倭国の地を併せたり」と。この文は、倭国から日本国への移行に複雑な事情があったことを示唆している。これだけのことを書くのには、何か依拠する材料があったと考えるべきだろう。

倭国は中国前史に登場する倭奴国につながる国とし、その境界を「四面に小島」と表現するのに対して、日本国については、国の移行を語る先の文のあとに、「その人、入朝する者、多く矜大、実をもつて対えず」とあり、「西界南界はみな大海に至り、東界北界は大山ありて限りをなし」と国の境界を提示する。前半は新たな外交のとまどいを表現し、後半は新しく外交関係に入った国の概要を説明するのにふさわしい。日本の歴史家の感想とは逆に、簡潔な記述の中にはっきりと兩國の違いを表現しえている。

この文脈をそのまま受け入れれば、『旧唐書』は日本列島での王朝の並立的な状況からの変化を証言している。移行の年代も、『旧唐書』は限定する。倭国についての記述は、六三一年の第一次遣唐使とそれに対する返礼使のこと、および六四八年の新羅の使節を通しての上表とで終わる。他方の日本国の唐との外交は、七〇三年の遣唐使の記事から始

まっている。つまり、倭国から日本国への移行が六〇〇年代後半に起きたことを告げているのだ。

〔五〕 以上の考察によれば、『隋書』と『旧唐書』とはそれぞれ、六〇〇年代に中国と国交をむすんだ倭国⇨倭国が大和の王朝と異なることを証言し、『旧唐書』は、六〇〇年代後半に外交権がその倭国から日本国という国に移ったと証言していることになる。

考えてみれば、この見方は、世界史の一般的な事象としてありふれている。日本でも、承久の乱以後の鎌倉幕府は京都の朝廷を圧倒して統治していたが、外交権は京都にあり、結局出されなかつたけれども、元の国書への返答は京都で議論された。室町幕府の地位はそれより進み、足利義満は中国の王朝から「日本国王」の称号をもらった。外交権はこちらにあったのだ。倭国の外交権が大和の外にあったとするのは、従来の通念を相当に変更し、歴史解釈の多くの見直しを要求するけれども、大和の王権の実力がずいぶん大きかったと考えることに抵触しない。世界史には、強大なセルジューク朝の下で残存を許されたアッバス朝の例まである。

現に、大和でも王権をめぐる闘争が存在し、女王「とよみけかしき姫」はいわゆる継体

から始まる王朝に属している。イギリスの王朝を表現するやり方に倣えば、これは新王朝といえるのだ。また、朝鮮半島では、高句麗・百濟・新羅の三国が、数百年もの長いあいだ闘争し、統一されたのは唐が介入したあとであった。だから、日本列島全体で並立する王朝の力関係を想定することは、むしろ自然である。

こうして、従来の古代史のパラダイムをここに入れ、「日本列島に異なる王朝が並立し、覇権が移行した」という「新しい」仮説を検討する価値がある、と結論できる。今のパラダイムに対して新しいと呼ぶけれど、既に提起されている仮説³である。

第二節 『隋書』と『旧唐書』のテキストが語ること

〔六〕 ここまで問題の核心を浮かび上がらせる議論をしてきたが、『隋書』と『旧唐書』とのテキストに、新しい見方を裏付ける記述はもつとないだろうか。従来のパラダイムによって見過ごされてきた文章を点検してみよう。

その前に、ここで『隋書』と『旧唐書』の関係と史料としての価値を一瞥しておこう。

隋が南朝の陳を倒して中国を統一したのは五八九年。隋から唐に変わったのは六一八年で、この王朝交代は、長安で朝廷の記録文書を失わせるほどの戦乱を起こしていない。そして六三六年、『隋書』の「倭国伝」が成った。隋の文書係が生存していたかもしれない状況の中、オリジナルの記録を見て「倭国伝」は書き上げられたのである。その記述は信頼できると考えられる。『旧唐書』は、九四五年、五代の晋の時代に完成した。唐代の記録がどれだけ残されていたか不明だが、倭の第一次遣唐使を記述している点など、一定の有用な史料が残っていたことは確かだ。

〔七〕 まず『隋書』を見ると、倭国への使節派遣の記事に、行路が書かれている。岩波文庫は「百済を度り」と読んでいるが、続く文章は「行きて竹島に至り、南にタン羅国を望み」と言う。高句麗と交戦状態なのだから、「百済へ度り」と読んで、中国大陸から自前の船を出したと考えるべきだろう。都斯麻国と一支国を経て、「また竹斯国に至り、また東して秦王国に至る。その人華夏に同じ、以て夷洲となすも、疑うらくは、明らかにする能わざるなり。また十余国を経て海岸に達す。竹斯国より以東は、皆な倭に附庸す」と記述する。

この部分は使節一行の報告書に基づくと考えることができる。使節が「海岸に達す」ま

での道を実際にたどった可能性が高い。南朝に朝貢していた国が、魏・晋以来久しぶりに北に都を置く王朝と国交を開くのである。中国を統一した隋に栄光を添える出来事と言える。魏のときのように、その国の地理を改めて確認することは使節の任務の一部だったろう。報告にはその国への行路を記述することが要求される。隋朝の文書係はそれを保存したのだ。ほどなく禪讓の形で隋を継いだ唐で、「倭国伝」の筆者もまた、倭国の地理を記述する必要を認めたから、その行路記事を記したに違いない。すると、先の文章は倭国の地理の概要を説明している、と判断すべきである。それを中途半端な記述とするのは、筆者を貶めることになるだろう。この記述から倭国中心部の位置を割り出せるはずだ。

一支国すなわち壱岐を過ぎて到達した竹斯国は筑紫国だろう。文は、東に行くとは風俗が中国に似ている秦王国という国があるとしたあと、国名を記さないで「十余国を経て海岸に達す」と書く。中心王朝が大和にあつたとする従来の立場から読めば、最初の竹斯国は九州島に到着したことを表わし、そのあと本州方面に向かったと解釈することになる。しかしそれでは、常に(大陸人には珍しい)景観の瀬戸内海の海岸を見る行路を進みながらそれに一言も触れないで、最後に「海岸に達す」と言うのはまったくおかしい。何よりも書くべき大和への行路を記述しているようには見えない。ほかに、地理に関する目立ったこ

ととして、「阿蘇山あり」という言葉が前段に記されている。倭国に関して、いくつかの国名以外に具体的な地名はこれだけである。この点もまた、滞在した領域は九州島だと示唆する。すなおに読めば、竹斯国に上陸して秦王国・十余国を経て「海岸に達す」までは一つの陸地の中にあり、その陸地が海で限られていることを意味するだろう。「海岸」は九州島の東岸と解釈するのが最も蓋然性が高い。

続けて「竹斯国より以東は皆な倭に附庸す」と概括する文が来る。この文は、倭国と呼んで記述を始めた領域について説明を加えようとしている。倭が日本列島(西部)全域を指すとしてみよう。現代日本語では起点を含むように「以」を使うことがあるので、「以東」が竹斯国を含むと解釈すると、「竹斯国より以東」は、(都斯麻国と一支国をかつこにくくって)、ほぼ日本列島(西部)全域を指すことになるから、この文は無意味なトートロジーになってしまふ。竹斯国が「以東」に含まれないとすると、なぜ竹斯国を分離する必要があるのか分からない。

そもそも、「自竹斯国以東皆附庸於倭」という構文の主語は「以東」で、視点の中心は竹斯国にある。「附庸」と「於」との語意からして、「附庸於倭」という用語は、倭が限定された地域を指し、主語が倭と重ならない場合に適切である。つまり、倭が「以東」に

含まれない場合に、「以東皆附庸於倭」が適切な用語になる。こう解釈すれば、「…海岸に達す」までの記述が倭を説明して特定し、「以東はみな今述べてきた倭に附庸す」という意味を結んで、述語「附庸」を限定する語「倭」は文章全体の中で特定されるべきだという文法の要請にかなう。この文は、日本列島(西部)全域が倭と倭に附庸する地域とから成るといふ認識を追加していることになり、「倭国」の地理を説明して行路記事全体を終えるのにふさわしい。

注意すべき点は、行路記事中どの地域も国という文字で表現されているのに、最後の文の倭には国が付いていないことである。国の字を付けないことで、倭が大地域の名であることを表現した可能性がある。最後の文で竹斯国を小地域と解してその東に境界線があると倭が大地域でなくなるので、直前の文の「海岸」を境界と解釈する方が合理的である。文を切りつめすぎてほころびが出ているのだろうか。あるいは、文中に九州島の固有名が記されていないから、「竹斯国より以東」というときのチクシ(筑紫)は、後世の用法と同様に九州島を表現しているのかもしれない。

「倭国伝」の筆者は上の行路記事で倭国の中心部に到達できると考えているはずである。記事中に一言も出ない地域を倭の中心地とすることはできないので、候補地は竹斯国か秦

王国になる。すると、竹斯＝筑紫は九州島で最重要な地名だということを考えると、竹斯国が倭の中心地だということになるだろう。ただ、竹斯国を小地域と解すると、先述のように、「自竹斯国以東皆附庸於倭」は竹斯国の東に境界を引くことになり、用語に疑問が残る。竹斯国が九州島を指す大地域名と解すると、もう一つ名の上がつっている秦王国が倭の中心小地域という可能性も出る。しかし、秦王国という国名は日本語の固有の地名とは考えられず、「日出るところの天子」が自分のいる地域を格下の「王国」と呼ばせることもないだろう。後世まで使用された大地域名「チクシ」は小地域を指す固有名でもあって、そこが倭の中心地だった蓋然性が依然として高い。その小地域「チクシ」は、筑紫神社のある地域一帯だと考えられる。

行路記事に続いて、使節を迎える儀礼と都での会見を語る段がくる。その文章は倭国の首都を記述しているのだ。王臣が数百人で出迎えてそこに滞在させ、十日して別の王臣が二百騎で迎えた、とする。都からの出迎えは「郊勞」と呼ばれ、郊外での出迎えであり、すぐに「既に彼の都に至る」と書かれている。この記述は、船が着いたところに迎賓館に当たる建物があり、そこへ郊勞できる距離に都があることを言って、行路記事を完成しているのだ。大阪湾に到着した使節を、長時間かけて大和に迎える様子とは違う。むしろ、港と都を、那の天津とそこから近い筑紫に比定するのがふさわしい。日本国の高麗館があ

つたとされている大阪湾岸にその遺跡は見つかっていないが、博多湾岸では鴻臚館遺跡が発掘されていて、筑紫には太宰府政庁と条坊の遺跡があるのだから。

こうして、『隋書』のテクストは、「ちくし」という地域名で倭国の中心部を指示し、それが海で囲まれる領域内にあること、さらに、その領域より東にある領域も倭国に属し、都は船の着いた場所から遠くないところ、という解釈にわれわれを導く。

〔八〕残念なことに、『旧唐書』は倭国と日本国への行路記事を記さない。しかし、倭国については次のように考えることができるだろう。六〇七年に倭国から隋へ使節が来て、六三一年に倭国から唐へ使節が到着したとき、隋と唐それぞれにとって最初の国交であり、どちらにも返礼使が派遣された。隋朝がその行路記事を保存する価値を認めたように、唐にとっても倭国への行路は意味のある情報だったはずだ。使節高表仁の一行も、行路を記録したに違いない。しかし、『旧唐書』によれば倭国は倭国の継続王朝である。そこへの行路は既知の情報だ。ところで、『日本書紀』に前後の派遣に重複する人物名が出るのと同じようなことが、唐の側にもあり得た。前回の乗組員が水先案内人として探されたことはほとんど確実だろう。だから、唐の使節は、倭国への行路を確認することで済んだろう。

『隋書』「倭国伝」は六三六年にできたが、六三一年の唐使の報告は、『隋書』の行路記録と似ていたと推定できる。『旧唐書』「倭国伝」の筆者は、唐の記録が残っていたとしても、『隋書』「倭国伝」と重複して書く必要を認めなかっただろう。

それに対し、倭国と区別した日本国の地理としては、東界北界の新しい情報を加えたただけで、行路記事が欠けている。その理由を考察する手がかりはテキストにない。『旧唐書』を編纂する頃には、日本国の地理は既知だったが、歴史書の立場上それは記されなかったのである。

〔九〕 『旧唐書』の倭国から日本国への移行記事を、もう少し考えてみよう。七〇三年の日本国からの遣唐使の記事は、『続日本紀』の記述する前年派遣の遣唐使に符合する。『日本書紀』によれば、この年までに五度の遣唐使が派遣されているのに、『旧唐書』には、六四八年の上表からあとの五〇年余りの記事が抜けていることになる。遣唐使は熱心に派遣されたようだから、原資料が残っていたとすると、なんらかの記事があってもおかしくないのだけども。

倭国の六三一年と六四八年の記事の期間に、『隋書』「倭国伝」が書かれた。『旧唐書』

が依拠したであろうその時代の外交記録は、『隋書』の編者の同時代人が書いたのである。六三一年頃の唐朝には、隋の文書係が在任していたかもしれない。一方で「倭国」と書き、他方で「倭国」と書いたか疑問の余地がある。その時代の唐朝の記録にも倭国と書かれていた可能性がある。ところで、倭国の王は「日出るところの天子」と自称した。日本国という国名の誕生はこの国書につながっていると考えるのが自然だろう。すると、まず倭国が国名を日本国に変えた可能性がある。ところが、七〇一年の大宝律令は、大和の王朝が日本国の覇権を手にする事態に至ったことを教える。推論を重ねすぎているけれど、こう考えれば、『旧唐書』の倭国から日本国への移行記事の表現を理解できる。ともかく、倭国から日本国への移行には複雑な事情がからんでいた、と考えるのが妥当だろう。

さて、六〇〇年代後半に、倭国もしくは日本国は、国の存続を揺るがす対外戦争を戦った。百済に援軍を送って唐・新羅連合軍に敗北した白村江の戦いである。ところで、この戦争を記述する『旧唐書』は、百済と同盟して戦った兵を倭兵と呼んでいる。同じく、日本列島の情勢をよく知る朝鮮半島の歴史書も、この戦争で戦った国を倭国とする。そこで『旧唐書』の言う倭は「倭国伝」の倭国と同じと考えるのが自然だろう。すると、戦後処理のために何度か送られた唐の使節は、倭国に行ったことになる。そして、この時期まで五度の遣唐使を派遣したのも倭国だった可能性が高くなる。そう考えれば、新しい日本国

が遣唐使を送り出したのは七〇三年とする『旧唐書』の記述に筋が通る。全体像として、白村江での敗北が倭国から日本国へ覇権が移行した軍事・政治上の原因だった、という合法則的な理解に導かれる。

第三節 新しい見方についての若干の考察

〔上〕以上、『隋書』『倭国伝』と『旧唐書』『倭国伝』との主要な記述を、最も蓋然性の高い論理を追って解釈し、六〇〇年代の日本列島の歴史について首尾一貫した理解を得た。その理解は、次のような仮説を要求する。要約すれば、(一)、日本列島の異なる領域に王朝が並立したこと、(二)、隋と唐が覇権を認めて国交をもった倭国Ⅱ倭国は大和の王朝と異なること、(三)、その中心領域は九州島であり、覇権国は竹斯国で筑紫にあったこと、(四)、外交権に代表されるその国の覇権は六〇〇年代後半に大和を中心とする日本国に移行したこと、の四点である。既に提起され議論されている仮説が確認された。それは、日本列島の歴史解釈が依拠していた従来のパラダイムの変更を要求するが、古代日本列島の西部をいくつかの領域から成る構造をもつものとして捉え、ダイナミックな歴史の考察に導き、実り多い視角を提供するだろう。

その検討は、新しい見方が全体的な整合性のある歴史解釈に導くことができるかどうか、試すことよってなされる。しかし、現にある古代日本史のパラダイムは、プトレマイオスの天動説のように、多くの思考を経て整えられてきたものである。それをかっこに入れて考察するのは容易ではない。しかも、地動説とは違い新たな証拠をほとんど期待できない。考古学だけで具体的な歴史を語ることはむづかしく、歴史解釈の史料は中国史書以外には『日本書紀』しかないのであるから、その大量の記述を解読していくことは、長い年月を要するたいへん困難な作業になるだろう。その作業を有効なものにするためには、論者は考察を尽くして明確な論点を提出する必要がある。それを広く批判・議論して、論理の通った歴史解釈を組み立てて行かなければならない。

現在インターネット上を含めて展開されている立論の多くは一方的で、論理の精査が不足していると言わざるを得ない。『日本書紀』の取り扱いについて、もっと慎重な姿勢が必要である。その一例として、このノートの立論が関係する問題を明かしておこう。

隋使の倭王との会見について、『隋書』と『日本書紀』とを対比したが、『日本書紀』の記述は『隋書』のいう会見を「倭国」側で記録したものと考えたのである。しかし、論者によっては、倭国での会見とは別に大和でも応接があったと考えている。だがその解釈は、外交のような儀礼が、「竹斯国より以東は皆な倭に附庸す」と述べている一つの領域

国家で二度行われたとすることになる。大義名分を重んじる中華帝国がすることとは思われない。竹斯国と大和国が共に同様の儀礼をする必要のある国であれば、新羅・百済にするように、また『旧唐書』のように分別して、二国と外交関係をむすべよいのである。またもし、大和を格下としながらも通交の必要を認めるほど重要でそこへも使節を送ったとするなら、行路記事の中に秦王国のように記載することができたはずだ。だが、先述のように、一行が大阪湾・大和へ行った痕跡は見当たらない。

ここでは、『日本書紀』の記述は、大和のことも創作でもなく、倭国の会見記録を採録した、と考えたのである。しかし、そうすることは、『日本書紀』の応接の記述の中にある二つの地名を代替と考えることになる。問題なしとはできない。だが、全体の文脈としては女王を男王とする虚偽よりも、地名の変更は軽微だと判断したのである。この例のように、『日本書紀』の解釈について、議論が分かれることが多く出ると予想される。それでも、議論は、対立する解釈について、どちらに蓋然性があるかをめぐってすべきなのだ、と考える。使節応接についての『日本書紀』の記事では、「なには津」は「なの津」の代替で、「海石榴市」は筑紫の太宰府条坊にあった「市」の代替とする誘惑にかられるけれども、それは控えよう。議論は要点についてなされるべきである。

「十二」 いずれにせよ、新しい仮説は、現存するパラダイムに困難な挑戦をすることになるのである。このノートでそれを完了することはできない。わたしにはその能力がない。ただ、既に論じられていることだけれど、一般的な知識として存在する大局的に重要ないくつかの論点を再考しておくのは、やはり意味があるだろう。

A、 外交権のほかに年号制定権が覇権国としての権威を示すものだが、あれほど覇権を強調する『日本書紀』が六〇〇年代に連続して年号を制定したと書かない。同時代の朝鮮半島の百済や新羅では年号が制定されていたのに、日本列島で制定していなかったとするのはおかしい。ところが、連続する年号の存在が知られている。現在のパラダイムはそれを私年号と呼ぶが、弱い国でもそれを制定したとすれば、権威を主張しているのである。一方で年号を制度として採用していなくて、他方の制定する連続年号をやめさせることができなかつたとすれば、年号を決めている王に権威があったのである。

B、 国家の権威はまた、制度を制定し附庸する地域に施行することで現実のものとなる。この点に関して重要な事実が知られている。『日本書紀』は、いわゆる「大化の改新」の時期に「郡」が施行されたと記すが、実際には大宝律令の制定以後にしか使用していない。

ところで、「評」という行政区画が存在したことが史料や金石文などで知られ、一九五〇年代に「郡」と「評」をめぐる論争になった。この論争は、藤原宮跡の発掘で決着がついた。大宝律令よりも前の木簡ではすべて「評」が使われていたのである。このような重要な国制が、『日本書紀』の関知しないところで制定されたことになる。それは、大和以外の覇権国によってなされ、大和でも実施されていたことを証言し、新しい見方を裏付けるだろう。さらには、その論争は、『日本書紀』の記述の取り扱いに十分な注意が必要なことを教える。

C、周知の言葉に、「九州」・「太宰府」・「都府楼」などがある。「九州」は、中国で天子の統治する領域である。通常、九州島が九か国に分けられていることに由来すると言われる。しかし逆に、統治領域を「九州」と呼ぶためにそうした可能性がある。中国で宰相の府を意味する「太宰府」が大和の外に置かれたことについても、もつと考察が必要で、『日本書紀』に頼って大和の王朝が制度化したとするのは疑問である。太宰府・都府といった漢音読みの命名は、中国趣味の新機軸と見え、国制について進展があつたことがわがわがせる。奈良朝は、遠く離れた場所で太宰府・都府というような言葉が使われることをむしろ嫌ったはずだ。使いたくない言葉の最たるもの「遠の朝廷(みかど)」も、そこ

を「朝廷」と呼ぶ習慣があつたからではないか。古くからの習慣的な使用による地名化がその規制を不可能にした、とも考えられる。これらの最高権力とむすびつく言葉が大和から遠くでセットで通用したことは、以前そこに権威者がいたことを強く示唆する。

〔十二〕 以上AからCの三点は、大和の王朝とは別の政治的権威の存在を証言している。さらに別の証言を探すことが重要だろう。さて、これらの証言を状況証拠に過ぎないと論じる人があるかもしれない。しかしこれらは、裁判で証拠として採用されるほど意味のあるものと考ええる。歴史の法廷では、史料の少ない時代にさかのぼるほど、状況証拠によって判断を下さざるをえなくなる。古代史を解釈する現在のパラダイムも例外ではない。教科書に載る「聖徳太子が遣隋使を派遣した」という主張も、きわどい状況証拠に基づいているのだ。判定は、それが批判に耐えるほど合理的かどうかにかかっている。

日本列島で稲作が始まった地域は、考古学的な研究が明らかにするようには、北部九州である。そこを文明の先進地域として日本列島の歴史は展開し、最初の覇権国が中国との外交で『後漢書』に倭奴国として登場した。博多湾岸で発見された金印が、その地理的な位置を考古学的に証言している。そしてこの小論は、六〇〇年代にも、その地域に覇権国が

あったという歴史解釈に至った。したがって、日本列島で中国の王朝と国交をむすんだ国が六〇〇年間この領域にあった、つまり、たぶん王朝の内部的な交代がありながら、先進地域として出発したその古代社会が日本列島で長く権威を保った、と考えることになる。ずいぶん長い年代だが、もつと民心の進展した時代にも、七〇一年大和で成立した王権が後に実権を失ってからも、足利義満のときまで外交権を掌握したことからすれば、無理のある解釈ではない。

新しい見方を真剣に検討する価値があることをもう一度強調して、考察を終える。

(*このノートは、『孫に語る歴史』という書き物をしたとき、古代倭国についての記述の正確を図るために論拠を検討したものである。論じ方にくらか価値があるだろう。

参考文献

(1) 『隋書』(岩波文庫、『中国正史日本伝(1)』)

- (2) 『旧唐書』(岩波文庫、『中国正史日本伝(2)』)
 - (3) 古田武彦 『失われた九州王朝』(朝日新聞社)
 - (4) 『日本書紀』(岩波書店、『日本古典文学大系』)
- ここでは、誰にでも検討・考察できるように、手にしやすい書物を挙げた。議論の中に出た事項のうちこれらの書物に含まれないものは、インターネット上の Wikipedia で容易に確かめることができる。